

大阪府家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画（案）の策定について

国は、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（平成11年法律112号）に基づき、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」を策定して、概ね5年毎に見直しを行っています。その方針を受け、都道府県は「家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」を策定しています。

令和7年4月、国が令和7年度から12年度を計画期間とする基本方針を策定したことを受け、府の計画を見直し策定します。

大阪府家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画（案）の概要

本府において、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（平成11年法律第112号）に基づく管理基準は、すべての適用対象農家において遵守される状況となっています。家畜排せつ物処理施設が整備されることにより生産された堆肥の有効活用について、畜産農家と関係機関が一体となりさまざまな取り組みをしてきた結果、安定的に利用されていますが、引き続き利用の促進及び良質堆肥の生産促進対策が必要とされています。このため、次に掲げる事項に留意し、家畜排せつ物の利用の促進を図るための取組を推進します。

【家畜排せつ物の適正管理】

- ・ 家畜排せつ物法の本格施行後20年が経過しており、施設の老朽化等が課題となっています。
- ・ 畜産農家の堆肥舎等の整備や補改修等を進めるため、市町村や関係団体とも連携し、国の補助事業や低利融資、リース事業などについて積極的に情報提供すること等により、農家の取組を支援していきます。施設整備や補改修を行う際には、強制発酵施設等、より高度な施設・設備への機能強化を促し、高品質な堆肥生産や温室効果ガスの削減を図ります。
- ・ 施設の修繕や更新について、国の補助事業や低利融資、リース事業などについて情報提供し取組を支援します。

【堆肥の生産・利用拡大・流通】

- ・府内の耕種農家等における堆肥の利用を促進するため、地域における堆肥の需給情報の把握と情報の共有を行います。畜産農家への情報提供及び技術指導等を行うことで、畜産農家は得られた情報や技術を活かし、ニーズに即した堆肥を生産し、供給するよう努めます。
- ・本府ではこれまで地域における資源循環の取組を推進していますが、一部の地域では堆肥の需要と供給にアンバランスを生じており、堆肥利用に苦慮している地域もあります。そのため、「大阪府家畜堆肥利用マニュアル」を作成・活用し、情報発信を行い、堆肥の利用の推進に努めます。

【環境規制への対応】

- ・家畜排せつ物の管理及び利用に当たっては、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）や水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「水濁法」という。）に基づく環境規制に適切に対応する必要があることに加え、住宅との混住化の進展等により深刻化する地域住民からの苦情等への問題に真摯に対応することが、持続的な畜産経営を実現する上で重要となっています。
- ・問題の解決には地域の畜産農家や関係機関が協力し、積極的に対策に取組むことが必要です。地域の畜産農家や関係機関が協力し、積極的に対策に取組みます。基本的な方法は「大阪府畜産環境保全指導方針」に対応や体制を定めており、特に深刻な畜産環境問題が発生した場合は、関係機関が連携して改善が図られるよう取組んでいきます。

【地球温暖化対策】

- ・家畜排せつ物管理方法の変更やアミノ酸バランス改善飼料等の温室効果ガス削減の取組について、畜産農家に情報提供等を行い現場での普及・定着を図ります。